

2 (略)	<p>中期目標の期間における業務の実績。なお、当該業務の実績が通則法第二十九条第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイから二まで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイから八までに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 当該業務の実績に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値</p> <p>ニ 当該期間における毎年度の当該業務の実績に係る財務情報及び人員に関する情報</p> <p>二 当該業務の実績が通則法第二十九条第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について機構が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイから八までに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p>
イ 中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由 ロ・ハ (略)	
2 (略)	<p>中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書</p>
イ 評定及び当該評定を付した理由 ロ・ハ (略)	<p>中期計画に定めた項目</p> <p>一 中期目標の期間における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が通則法第二十九条第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイから二まで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイから八までに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値</p> <p>ニ 当該期間における毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報</p> <p>二 当該項目が通則法第二十九条第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について機構が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイから八までに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p>

附則
この省令は、公布の日から施行する。

告 示

○内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省 告示第一号

対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年運輸省、農林水産省、通商産業省、令第一号）第三、四項の規定に基づき、対内直接投資等に関する命令第三、四項の規定に基づき財務大臣及び事業所

令和元年五月二十七日

内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、通商産業省、令第一号）第三、四項の規定に基づき、対内直接投資等に関する命令第三、四項の規定に基づき財務大臣及び事業所

- 内閣総理大臣 安倍 晋三
- 総務大臣 石田 真敏
- 財務大臣 麻生 太郎
- 文部科学大臣 柴山 昌彦
- 厚生労働大臣 根本 昌彦
- 農林水産大臣 吉川 貴盛
- 経済産業大臣 世耕 弘成
- 国土交通大臣 石井 啓一
- 環境大臣 原田 義昭